

社会福祉法人清幸会

緑風苑デイサービスセンターうららか

重要事項説明書

1：事業主体概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人清幸会
主たる事務所の所在地	〒361-0004 埼玉県行田市大字須加 1563
代表者（職名・氏名）	理事長 川島 治
設 立 年 月 日	1978 年 10 月 30 日
電 話 番 号	048-557-3115

2：事業者概要

事業所の名称	緑風苑デイサービスセンターうららか		
事業所の所在地	〒361-0032 埼玉県行田市佐間 1469-1		
電話番号	048-594-7581		
FAX番号	048-564-1022		
管理者	青木 和宏		
開設年月・事業所番号	平成 21 年 7 月 1 日	1173700657	
実施単位・利用定員	1 単位	定員 75 人	
通常の事業の実施地域	行田市 加須市 羽生市 鴻巣市 熊谷市		
併設事業所	無		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害賠償保険株式会社		
運営方針	1. 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者、要支援者、事業対象者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 2. 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。 3. 要支援者、事業対象者には、要支援、事業対象者状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 4. 事業の実施にあたっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター並びに他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。		

3：職員体制

職員の職種	常勤		非常勤		合計	業務内容
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1 名				1 名	施設管理全般
生活相談員	1 名	1 名			2 名	生活の相談等
機能訓練指導員		2 名	1 名	3 名	6 名	機能回復訓練の指導
看護師		2 名		3 名	5 名	健康管理
介護士	5 名	1 名	13 名		19 名	介護、支援等

4：勤務体制

営 業 日	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）を除きます。
営業時間	午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分まで 1 便 午前 9 時 30 分から午後 3 時 00 分まで 2 便 午前 10 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

5：主なサービス

サービス内容
1. 利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて入浴・排泄・日常生活などの必要な介助を行います。 2. 食事…食事の準備・介助を行います。 3. 送迎サービス…利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。 4. リハビリ…レクリエーションや集団体操等を通して、機能向上や認知症予防等のリハビリを行います。 5. 個別機能訓練…機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画書を作成し、生活機能向上のための訓練を実施します。 6. 科学的介護推進体制加算…科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックを活用して質の良いサービスを行います 7. 口腔機能向上加算…口腔ケアや口腔体操など口腔の向上を目的として支援を行い嚥下機能と栄養状態の改善及び予防を行います。 8. ADL維持等加算…日常生活動作（ADL）の維持・向上を支援して行います。

6：連携・協力医療機関

病院名	診療科目	所在地
行田中央総合病院	総合（内・外・整形等） ※二次救急指定	埼玉県行田市富士見町 2-17-17 電話：048-553-2000

7：第三者委員及び国保連合会・行政苦情相談受付窓口

苦情相談受付窓口	048-594-7581	
苦情解決責任者	緑風苑デイサービスセンターうららか 管理者	
第三者委員	府川 吉延（法人監事）	電話：048-554-1331
	高橋 秀雄（法人監事）	電話：048-559-2014
埼玉県国民健康保険 団体連合会 （介護福祉課）	〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 国保会館 電話：048-824-2568	
行田市	福祉部高齢者福祉課	電話：048-556-1111 内線 269.277
羽生市	高齢介護課	電話：048-561-1121
鴻巣市	福祉部介護保険課	電話：048-541-1321
加須市	高齢者福祉課	電話：0480-62-1111 内線 103～105
熊谷市	長寿いきがい課	電話：048-524-1111
大里広域	市町村圏組合介護保険課	電話：048-501-1330

8：利用料金（令和 7 年 2 月 1 日現在） ※別紙参照

備 考
（注 1）基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が 6 級地のため、単位数に 10.27 を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。 （注 2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。 （注 3）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。 ※その他、注意事項等は契約書にて記載してあります。

その他の費用

おむつ代等	リハビリパンツ代 100 円/枚 尿取りパッド 20 円/枚
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 円/ k mをいただきます。
その他	その他、日常生活において通常必要となる経費であって、レク・クラブ活動材料費、行事費等、利用者負担が適当と認められるものは、その都度頂く場合があります。※事前に内容、費用等、合わせてお知らせ致します。

9：料金の支払いについて

支払方法	事業所が指定するゆうちょ銀行・足利銀行口座振替 ※ 振替手数料は利用者負担となります。
請求月	利用月の翌月 15 日までに請求書を交付します。
支払日	請求書交付月の 25 日（土日祝日の場合は翌営業日） 残高不足の場合は、同月の 5 日に再振替されます。
キャンセル料 （本契約第 7 条 5 項）	キャンセル料が発生した場合、下記の料金がかかります。 利用日の 8:30 までにご連絡いただいた場合 ⇒利用者負担金の 2 5 % 利用日の 8:30 を超えてのご連絡またはご連絡をいただけなかった場合 ⇒利用者負担金の 5 0 % ※ ただし、利用者の健康上の急変など、緊急でやむを得ない理由は不要となる場合があります。 キャンセル時の連絡先 電話：048-594-7581 月曜日～土曜日 受付時間 8：00～17：00
介護保険適用外の 取り扱いについて	介護保険適用外の場合または適用外になってしまった場合、全額（10 割負担）を事業者へお支払いいただきます。その際、サービス提供証明書を発行します。介護保険が適用となりましたらサービス提供証明書をご持参のうえ、当該市町村の介護保険窓口にて保険給付相当分の払い戻し申請を行ってください。

1 0：ご利用の際の留意事項

サービス利用の開始	居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成依頼をすでにお済みの場合、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）と事前にご相談ください。
留意点	● サービスの利用にあたって、主治の医師から指示事項がある場合は事業所に申し出でて下さい。 ● 体調不良によってサービスのご利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供の中止をする事があります。 ● 送迎時間について予め、ご要望をお聞きした上で、当事業所で決めさせていただきます。利用者の乗車や道路事情等により、送迎時間が多少前後、また変更をお願いすることがあります。 ● 利用開始時には、看護師により健康チェックを致します。食前食後の飲み薬・点眼薬及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼ等をご持参くだされば、可能な範囲で処置のお手伝いをします。 ● 金銭・食べ物・貴重品について、事業所内は人の出入りの多い場所です。多額の金銭・貴重品の持ち込みはトラブルの原因となりますので、ご遠慮ください。また事業所内で紛失した場合、事業所では一切の責任を負わないものとします。 ● 忘れ物について 3 か月間保管するものとし、その後、持ち主が現れない場合は事業所にて処分します。また事業所内で紛失した物は事業所では一切の責任を負わないものとします。 ● 事業所及び事業所の使用者に対する贈物や飲食等のもてなしは、おうけできません。 ● 事業所の利用者のための設備、機械及び器具を利用される際には、従業者へお声かけください。